

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策

本部設置要綱

平成8年3月25日

改正	平成10年3月28日	平成13年3月27日
	平成14年3月11日	平成16年3月24日
	平成21年3月26日	平成27年3月31日

(設置)

第1条 印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者は、渇水が発生する恐れがあると判断した場合には、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部(以下「水道企業部」という。)内に渇水対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(構成)

第2条 本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 水道技術管理者
- (4) 部長
- (5) 班長
- (6) 班員

2 本部長は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の管理者の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、水道企業部の部長の職にある者をもって充てる。

4 水道技術管理者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部水道技術管理者の職務等に関する規程(平成19年印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部管理規程第1号)第2条の規定により任命された者とする。

5 部長は、水道企業部の業務課長及び工務課長の職にある者をもって充てる。

6 班長は、部長が指名した者をもって充てる。

7 班員は、水道企業部の前4項に該当する職員を除く者をもって充てる。

(組織)

第3条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じ、渇水対策会議(以下「会議」という。)を開くこ

とができる。

2 会議は、本部長、副本部長、水道技術管理者、各部長及び各班長をもって構成する。

3 会議の招集及び運営は、本部長が行う。ただし、本部長が不在のときは、副本部長がこれを代行する。

(事務分掌)

第5条 本部の事務分掌は、次のとおりとする。

部 班 名		分 掌 事 務
	本 部 長	渇水対策の総合指揮に関すること。
	副本部長	本部長の補佐、各部の統括、指揮・命令に関すること。
	水道技術管理者	本部の技術面の運営管理に関すること。
総 務 部	総務部長	部の統括に関すること。
	総 務 班	各部班の連絡調整に関すること。 他の班の所掌に属さないこと。
	財政・ 情報班	渇水対策経費の掌握及び取りまとめに関すること。 応急資金の調達及び支払いに関すること。 渇水状況等の情報収集に関すること。 広報事務に関すること。 水源の確保及び水利権に関すること。 送水制限計画の作成に関すること。
送 水 管 理 部	送水管理部長	部の統括に関すること。
	復旧班	気象情報等の収集整理に関すること。 渇水対策の記録に関すること。
	送水対策班	各構成団体への送水の総合調整に関すること。 千葉県、構成団体等の連絡調整に関すること。 送水水質の管理に関すること。 施設の運転管理及び運転計画の作成に関すること。

(連絡体制)

第6条 連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策本部設置要綱の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部渇水対策本部設置要綱(昭和60年8月30日制定)は、廃止する。

附 則(平成10年3月28日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月11日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日)

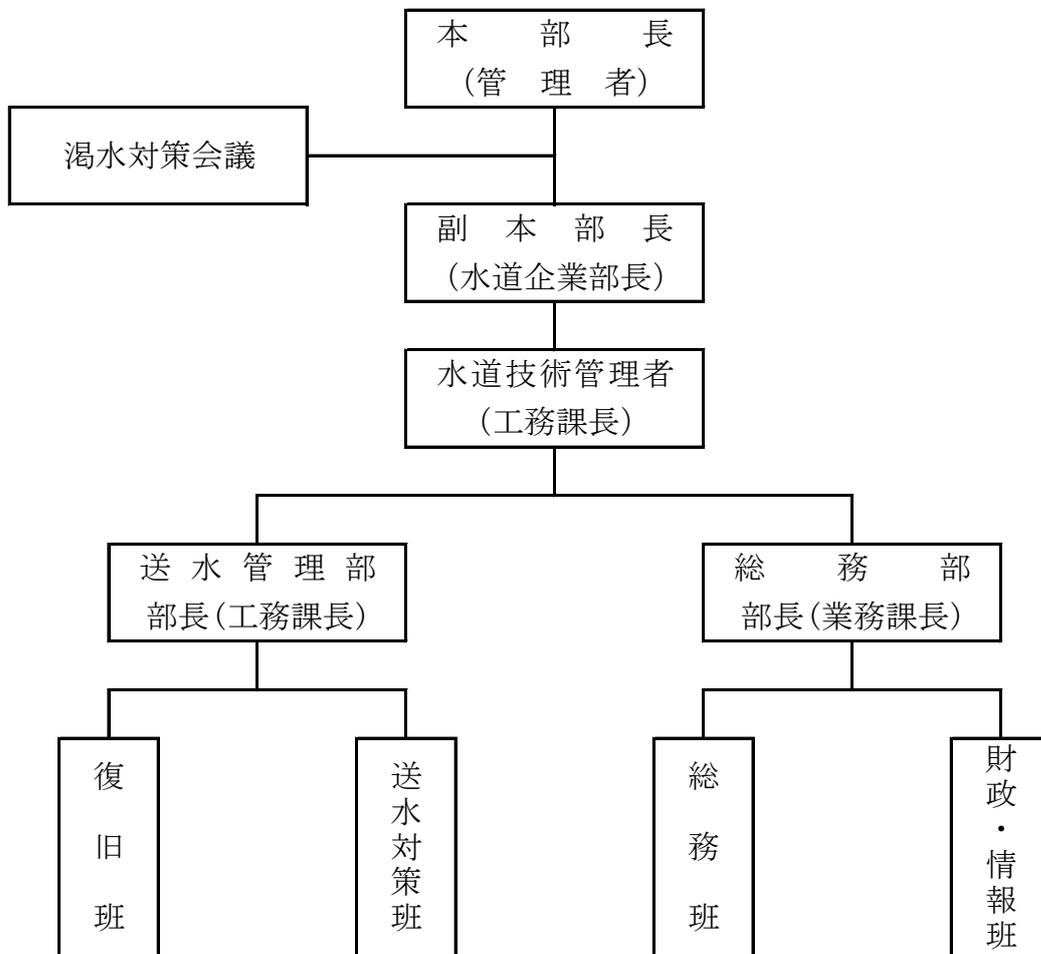
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道企業部 渇水対策本部組織図



別表第2(第6条)

渇水対策本部設置に伴う連絡体制図

